

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年7月4日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

キャッシュレス決済端末機器の調達とネットワークの構築業務及び運転免許関係手数料の指定納付受託業務

(2) 業務内容

公募型プロポーザル方式によるキャッシュレス決済端末機器の調達とネットワークの構築業務及び運転免許関係手数料の指定納付受託業務実施要領による。

2 契約期間

契約期間は下記のとおりであるが、静岡県の意向に応じ、最長令和10年12月31日までの長期継続契約とすることがある。

(1) キャッシュレス決済端末機器の利用期間

令和6年1月1日から同3月31日まで

(2) 周辺機器のリース費用及び指定納付受託業務期間

令和6年1月1日から同3月31日まで

3 契約限度額

(1) 端末費用：1,282,710円（消費税及び地方消費税の額を含む。購入又はリース）

(2) 周辺機器リース費用：291,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(3) 指定納付受託業務にかかる手数料率

クレジットカード、電子マネー、QRコードの平均手数料率2.9%

見込み手数料 1,653,498円

※ 限度額を超えたものは失格とする。

4 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から提案説明日までの間に静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。

(6) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ適正に遂行するとともに、各種事故発生時には直ちに対応が

とれる者であること。

(7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(8) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 契約書の作成

要

6 契約保証金

要（ただし、契約候補者の決定時点で、静岡県的一般業務委託に係る競争入札参加資格における「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者は、これを免除することができる。）

7 選考基準

提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行い、総合的に審査して決定する。

8 手続等

(1) 担当部局

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部総務部会計課調度第一係

電話番号 054-271-0110 内線2243

(2) 実施要領等の交付

ア 交付期間 公告の日から令和5年7月11日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所 上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類

公募型プロポーザル方式によるキャッシュレス決済端末機器の調達とネットワークの構築業務及び運転免許関係手数料の指定納付受託業務実施要領による。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和5年7月18日(火)午後4時

(4) プレゼンテーション

ア 開催日時 令和5年8月7日(月)の指定した時間

イ 開催場所 静岡市葵区与一六丁目16番1号 静岡県警察中部運転免許センター

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

また、委託業務の一部を他の者に行わせる場合、全ての下請負者(再受託者)に労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。